**平成２１年（再イ）第１１１号**

愛知県豊田市平和町２丁目29番地　Ｔステージ平和町アクアサイドＡ　703号

再生債務者　千葉　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月４日

名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２１年（再イ）第８６号**

奈良県葛城市疋田216番地９　アネックスＢ棟203号

再生債務者　山田多喜子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月４日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２１年（再イ）第７４号**

和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地11

再生債務者　太田　尚行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月４日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（再イ）第４５号**

山口県下松市大字河内643番地62

再生債務者　福田　秀和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月４日　山口地方裁判所周南支部

## 計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

**○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第232号**

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成22年３月17日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成22年２月25日登録分）

| 登録番号 | 登録を受けた者の名称及び所在地 | 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地 | 登録に係る区分 | 校正手法の区分の呼称 |
|---|---|---|---|---|
| 0173 | 大和製衡株式会社<br>兵庫県明石市茶園場町５番22号 | 大和製衡株式会社　品質管理部<br>兵庫県明石市茶園場町５番22号 | 質量 | はかり |
| 0254 | 株式会社メトロテック<br>神奈川県海老名市大谷北二丁目25番35号 | 株式会社メトロテック<br>神奈川県海老名市大谷北二丁目25番35号 | 長さ | 形状測定器 |
| 0255 | エンドレスハウザージャパン株式会社<br>東京都府中市日新町五丁目70番地３ | エンドレスハウザージャパン株式会社　校正センター<br>東京都府中市日新町五丁目70番地３ | 流量・流速 | 液体流量計 |
| 0256 | 住友電工テクニカルソリューションズ株式会社<br>大阪市中央区北浜四丁目４番12号 | 住友電工テクニカルソリューションズ株式会社　計測事業部　大阪校正センター<br>兵庫県伊丹市昆陽北一丁目１番１号 | 長さ | 一次元寸法測定器 |

## 個人型年金規約の一部を変更する規約

平成22年３月17日　　国民年金基金連合会　理事長　松本　省藏

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

1　別表第１号　登録番号30（東京海上日動火災保険㈱）の項中

【再委託する運営管理業務等　再委託先運営管理機関等の名称、住所】欄の

「㈱茨城銀行
茨城県水戸市南町１－３－１」を

「㈱筑波銀行
茨城県土浦市中央２－11－７」に改め、

「㈱伊予銀行
愛媛県松山市南堀端町１」の次に

「㈱佐賀銀行
佐賀県佐賀市唐人２－７－20」を加える。

2　同表　登録番号154（㈱関東つくば銀行）の項中

【名称及び住所】欄の

「㈱関東つくば銀行」を

「㈱筑波銀行」に改める。

3　同表　登録番号179（中央三井アセット信託銀行㈱）の項中

【自らが行う運営管理業務等】欄の

「・運用の方法の選定及び提示
・運用の方法に関する情報の提供（コールセンター・インターネットにおいて行うものを除く）
・加入の申出及び加入者等が行う届出の受理に関する事務
・資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務（コールセンター・インターネットにおいて行うものを除く）」を

「・運用の方法の選定及び提示
・運用の方法に関する情報の提供（コールセンターにおいて行うものを除く）
・加入の申出及び加入者等が行う届出の受理に関する事務
・資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務（コールセンターにおいて行うものを除く）」に、

【再委託する運営管理業務等　再委託先運営管理機関等の名称、住所】欄の

「・運用の方法に関する情報の提供のうちコールセンター・インターネットにおいて行うもの
・資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務のうちコールセンター・インターネットにおいて行うもの」を

「・運用の方法に関する情報の提供のうちコールセンターにおいて行うもの
・資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務のうちコールセンターにおいて行うもの
・加入者等に関する事項の通知等に係る加入者等からの照会対応のうちコールセンターにおいて行うもの」にそれぞれ改める。

附　則

この規約は、平成22年３月１日から施行する。ただし、３の変更については平成22年３月15日から施行する。